

利用円滑化誘導基準チェックリスト

特定施設等の欄の 第○条」はハートビル法施行規則の該当条文

○一般基準

特定施設等	チェック項目	
出入口 (第7条)	出入口 (昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。)	-
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	一以上の建物出入口	-
	(1) 幅は120cm以上であるか	
廊下等 (第8条)	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
	幅は180cm以上 (区間50m以内ごとに車いすがすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上) であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
階段 (第9条)	休憩設備を適切に設けているか	
	上記、は車いす使用者の利用上支障がない部分 (2)は適用除外	-
	幅は140cm以上であるか (手すりの幅は10cmまで不算入)	
	けあげは16cm以下であるか	
	踏面は30cm以上であるか	
	両側に手すりを設けているか (踊場を除く)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段は識別しやすいものか	
	段はつまづきにくいものか	
(第10条)	点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) 3	
	主な階段を回り階段としていないか	
	階段以外に傾斜路・昇降機 (2以上の階にわたるときは第12条の昇降機に限る)を設けているか	
傾斜路 (第11条)	上記 は車いす使用者の利用上支障がない場合 (4)は適用除外	
	幅は150cm以上 (階段に併設する場合は120cm以上) であるか	
	勾配は1/12以下であるか	
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	両側に手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	前後の廊下等と識別しやすいものか	
	点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 5	
	上記 から は車いす使用者の利用上支障がない部分 (6)は適用除外	

1 告示で定める以下の場合を除く

・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・自動車車庫に設ける場合

2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

3 告示で定める以下の場合を除く

・自動車車庫に設ける場合

・段部分と連続して手すりを設ける場合

4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

5 告示で定める以下の場合を除く

・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・自動車車庫に設ける場合

・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

6 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

○ 一般基準

特定施設等	チェック項目	
昇降機 (第12条)	必要階 (利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・浴室等 客室のある階、地上階) に停止する昇降機が 1 以上あるか	
	多数の者 / 主として高齢者、身体障害者等が利用するすべての昇降機・乗降ロビー	-
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか	
	(2) かごの奥行きは 135 cm 以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150 cm 角以上であるか	
	(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	多数の者 / 主として高齢者、身体障害者等が利用する 1 以上の昇降機・乗降ロビー	-
	(1) のすべてを満たしているか	
	(2) かごの床面積は 1.83m ² 以上であるか	
	(3) かごは車いすが転回できる形状か	
	(4) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用するすべての昇降機・乗降ロビー	-
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は 80 cm 以上であるか	
	(2) かごの奥行きは 135 cm 以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150 cm 角以上であるか	
	(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) かごの床面積は 1.83m ² 以上であるか	
	(7) かごは車いすが転回できる形状か	
	不特定多数の者が利用する 1 以上の昇降機・乗降ロビー	-
	(1) (2)、(4)、(5)、(7) を満たしているか	
	(2) かごの床面積は 2.09m ² 以上であるか	
	(3) かご及び昇降路の出入口の幅は 90 cm 以上であるか	
	(4) 乗降ロビーは水平で、180 cm 角以上であるか	
	(5) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する 1 以上の昇降機・乗降ロビー 1	-
	(1) のすべて又は のすべてを満たしているか	
	(2) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(3) かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態の昇降機 (第13条)	エレベーターの場合	-
	(1) 段差解消機 (平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの) であるか	
	(2) かごの床面積は 0.84m ² 以上であるか	
	(3) かごの床面積は十分であるか (車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	エスカレーターの場合	-
	(1) 車いす使用者用エスカレーター (平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの) であるか	

1 告示で定める以下の場合を除く

・自動車車庫に設ける場合

○ 一般基準

特定施設等	チェック項目	
便所 (第14条)	車いす使用者用便房を設けているか (各階原則 2% 以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口 (当該便房を設ける便所も同様)	
	幅は 80 cm 以上であるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(4) 標識を掲示しているか	
	(5) 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか (当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
敷地内の通路 (第15条)	床置き式の小便器等を設けているか (各階 1% 以上)	
	幅は 180 cm 以上であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	段がある部分	-
	(1) 幅は 140 cm 以上であるか (手すりの幅は 10 cm 以内までは不算入)	
	(2) けあげは 16 cm 以下であるか	
	(3) 踏面は 30 cm 以上であるか	
	(4) 両側に手すりを設けているか	
	(5) 識別しやすいものか	
	(6) つまづきにくいものか	
	段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	傾斜路	-
	(1) 幅は 150 cm 以上 (段に併設する場合は 120 cm 以上) であるか	
	(2) 勾配は 1 / 15 以下であるか	
	(3) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けているか (勾配 1 / 20 以下の場合には免除)	
	(4) 両側に手すりを設けているか (勾配 1 / 12 以下で高さ 16 cm 以下又は 1 / 20 以下の傾斜部分は免除)	
	(5) 前後の通路と識別しやすいものか	
	上記 、 、 、 (1) から (3) は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	
	上記 、 、 、 (1) から (3) は車いす使用者の利用上支障がない部分 (1) は適用除外	
駐車場 (第16条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか (原則 2% 以上)	
	(1) 幅は 350 cm 以上であるか	
	(2) 表示をしているか	
	(3) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	

1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

○ 一般基準

特定施設等	チェック項目	
浴室等 (第17条)	車いす使用者用浴室等を設けているか (1以上)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口	-
	幅は80cm以上であるか	
車いす使用者 用客室 (第18条)	戸は車いす使用者が通過しやすく 前後に水平部分を設けているか	
	車いす使用者用客室を設けているか (原則 2%以上の客室)	-
	(1) 出入口	
	幅は80cm以上であるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく 前後に水平部分を設けているか	
	(2) 便所 (同じ階に共用便所がある場合は免除)	
	車いす使用者用便房を設けているか	
	出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく 前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 浴室等 (共用の浴室等がある場合は免除)	
	車いす使用者用浴室等を設けているか	

○ 視覚障害者利用円滑化経路 (道等から案内設備までの主な経路に係る基準) 1

特定施設等	チェック項目	
案内設備まで の経路 (第19条)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除)	
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段 傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	

1 告示で定める以下の場合を除く

・自動車車庫に設ける場合

受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

2 告示で定める以下の部分を除く

勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等